

自転車通学規定

自転車通学者は、次の事項を必ず守ること。

1 自転車通学規定 自転車通学者は次の事項を必ず守ること。

- (1) 交通ルール・マナーを厳守すること。(二人乗り・片手運転・無灯火等は禁止)
- (2) 自転車通学者は、通学のときは本校規定のヘルメットを、正しく着用(あごひもをきちんと締める)しなければならない。
- (3) 自転車通学を許可した者は、ステッカーを自転車の後ろに貼る。
- (4) ステッカーが貼られていない自転車での通学は認められない。
- (5) ステッカーを紛失した場合は、速やかに再申請の手続き(200円で購入)をすること。
- (6) 自転車の整備を定期的に行うこと。(ライトが付くか、ブレーキはきくか確認する)
- (7) 変形ハンドルやドロップハンドル、マウンテンバイク、電動自転車、ステップ、日よけ等は禁止。
- (8) 自転車は指定された場所に置き、鍵・ヘルメットは、個人で管理する。(ヘルメットは教室前廊下)
- (9) 盗難防止の為に防犯登録を行うこと。(2ロックが望ましい)
- (10) 雨の日は、カッパを着用すること。傘での運転は禁止する。

2 許可規定

(1) 許可の条件

- ① 遠距離のため自転車通学を必要とする場合。(原則通学距離が、1.5kmを超える者)

【許可区域】

三幸小学校区全区域 高見小学校区全区域 他の小学校区(学校選択等)
向島中央小学校区一部区域 ※場合によっては、通学距離の計測を行います。

(川尻2区:地蔵院以南, 宇立:下天神池付近, 田尻・江郷:西瀬戸自動車道以南)

- ② 本人の健康状態が、徒歩通学に適しないと認められた場合。
- ③ 本人の家庭事情等のため、ある期間自転車通学を必要とする場合。

②③の場合は、保護者の申し出により許可を受けること。

※ ②については、医療機関の診断書等が必要となる。(すでに出している者はよい)

(2) 許可手続きの方法

- ① 許可を希望する者は、『自転車通学許可願』を学級担任に提出する。(2・3年生も含む)
- ② 許可された者は、ステッカーを自転車に貼る。(すでに貼っている者はよい)

3 指導規定 交通違反・自転車通学許可規定の違反が多い場合は許可を取り消すことがある。

ヘルメット不着用(ノーヘル)や交通違反の場合 ※違反の回数は1年間持ち越す。

- ◆ 違反1回目は、厳重注意。
- ◆ 違反2回目は、厳重注意、反省文、保護者連絡をする。
- ◆ 違反3回目は、保護者連絡をし、学校にて自転車を1週間預かる。

4回目以降は、保護者来校のもと指導を行う。さらに続くようなら、自転車通学の許可を取り消すこともある。

- ◆ (二人乗り) 発覚した時点で、指導、双方とも反省文を書かせる。
(自転車通学の生徒は違反1回とする)

自転車通学許可願

次の条件により自転車通学をしたいので、許可くださるようお願いします。

私は、向島中学校自転車通学規定や交通規則を守り、自転車通学をすることを誓います。
もし、違反があった場合には、許可を取り消されてもかまいません。

地区名 : _____ 現在のステッカー番号 _____

_____ 年 組 番 生徒名 _____

保護者名 _____ 印

住 所 _____ 尾道市 _____

- 【許可条件】
- ① A B C に○をしてください。
 - ② Aの該当小学校に○, 中央小はカッコ内の地区へ○をしてください。
 - ③ B, Cについては理由を記入してください。

A 遠距離（原則通学距離 1.5km 以上）のため（許可されるのは次の地区に限る）

三幸小学校区 高見小学校区 他の小学校区(小学校)

向島中央小学校区(河尻:地蔵院以南 宇立:下天神池付近 田尻・江郷:西瀬戸自動車道以南)

B 健康面の配慮のため ※ 医療機関の診断書等が必要となります。

C その他

【理由】

【注意事項】

- 自転車通学生の実態把握のため、毎年更新を行います。
- 交通違反・自転車通学許可規定の違反が多い場合は、許可を取り消すことがあります。
- ヘルメット・鍵の管理を行う。(登校後は、鍵を抜きとり、ヘルメットは教室前の廊下に置く)
- 自転車防犯登録を行う。(法律により義務づけられています)

防犯登録番号